

諮問番号：諮問第113号

答申番号：答申第113号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び同法施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

現在の精神障害の状態は心身ともに衰弱しており、日常生活が著しく制限を受けている、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする。薬も2級の時よりも増えている。とても3級を受け入れることができない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると3級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が施行令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付に係る行政手続法（平成5年法律第88号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）

を設置しているため、以下では本件処分が法令並びに判定基準及び留意事項に基づき、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点がないか、判断する。

1 精神疾患の存在

本件診断書の記載から、気分（感情）障害の存在が認められる。

2 精神疾患（機能障害）の状態

本件診断書からは、急速な病状の進行は予想されていない。

本件診断書から憂うつ気分及び多弁の症状があり、時折多弁となるが軽躁状態に留まり、抑うつ状態も時折見られるが数週間で改善し現状は安定状態にあることが認められる。

審査請求人の状態は、3級に該当するものと判断するのが相当である。

3 能力障害（活動制限）の状態

本件診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」の記載では、「おおむね2級程度」となる。

一方、本件診断書の「⑥生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」には、(1)から(8)までの項目があるところ、うち4項目が日常生活に関連のある項目、その他は社会生活に関する項目である。

これらの8項目中7項目が3級の状態に相当しており、その他の1項目は2級の状態に相当しているが、日常生活に関連のある項目は全て3級相当である。

また、病相期の頻度は「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄で「時折」とされている。

以上のことから、能力障害（活動制限）の状態は、3級の状態であると判断するのが相当である。

4 精神障害の程度の総合判定

上記から、審査請求人の障害等級について、総合的に判定すると、3級と判定するのが相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

5 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年12月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年1月19日及び令和3年2月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、判定基準及び留意事項を行政手続法上の審査基準として設定しており、判定基準においては、障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得たうえで、裁決を行おうとしている。その意見は、審査請求人が3級に該当するとの判断を示しているところ、当該意見中の審査内容欄の記載に何ら不合理な点はないというべきである。したがって、審査庁の判断も適正かつ合理的なものであると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲之